

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公開番号】特開2011-125971(P2011-125971A)

【公開日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2011-026

【出願番号】特願2009-287466(P2009-287466)

【国際特許分類】

**B 26 D 5/00 (2006.01)**

【F I】

B 26 D 5/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

裁断テーブルと、裁断ヘッドと、裁断テーブル上の被裁断材に裁断情報を表す画像を投影する投影装置とを備えた裁断装置において、

被裁断材の厚さを測定するための測定手段と、

投影装置により投影された画像のサイズが被裁断材の厚さに係わらず一定となるように、測定した厚さに応じて投影された画像のサイズを補正するための補正手段、とを備えることを特徴とする、裁断装置。

【請求項2】

補正手段は投影装置の昇降機構であることを特徴とする、請求項1の裁断装置。

【請求項3】

補正手段は投影装置へ供給する元の画像処理手段であることを特徴とする、請求項1の裁断装置。

【請求項4】

補正手段は投影装置に設けられたズーム機構であることを特徴とする、請求項1の裁断装置。

【請求項5】

裁断ヘッドは被裁断材に押し当てられるプレッサを備え、かつ測定手段は、プレッサの高さを測定するための、裁断ヘッドに設けられたセンサであることを特徴とする、請求項1～4のいずれかの裁断装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

好ましくは、裁断ヘッドは被裁断材に押し当てられるプレッサを備え、かつ測定手段は、プレッサの高さを測定するための、裁断ヘッドに設けられたセンサである。このようにすると別個に厚さセンサを設ける必要がない。